

鶴見区教育活動サポート事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「校長経営戦略支援予算区担当教育次長執行枠」事業実施要領に基づき、区教育行政連絡会や保護者・地域関係者が参画する会議での意見等を踏まえ、鶴見区内の各学校の運営に関する計画の目標達成に資する事業（以下「鶴見区教育活動サポート事業」という。）の実施にあたり必要な事項を定めることを目的とする。

(対象)

第2条 事業実施対象は、鶴見区内の市立小・中学校に在籍する児童生徒及び当該保護者並びに教職員とする。

(実施内容)

第3条 校長は、運営に関する計画の目標達成に向け、課題を明確にしたうえで、当該課題を遂行するために必要な知見等を有する講師の人選を行い、講話・講演、実技指導等（以下「講義等」という。）の依頼を行うものとする。

2 校長は、講師に対して、講義等を行う目的や期待される効果などを十分に説明するよう努めるものとする。

3 校長は、講師による講義等を行ったときは、文書により、その講義等内容を教育委員会事務局総務部教育政策課鶴見区教育担当（以下「鶴見区教育担当」という。）に報告しなければならない。

(謝礼金の支払基準等)

第4条 講義等1時間あたりの謝礼金額や交通費相当額等に係る予算執行上の取扱いについて、「校長経営戦略支援予算」事業実施要領に定めるところによる。

(報酬の請求及び支払手続き)

第5条 校長は、講師謝礼に係る報酬及び交通費等について、それぞれ、講義等を行った月の翌月10日までに必要書類を鶴見区教育担当に送付するものとし、鶴見区教育担当は、請求内容を確認のうえ、速やかに、報酬及び交通費等を講師の指定する口座に振り込む手続を行うものとする。

(実施期間)

第6条 事業実施期間は、各年度の4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、教育委員会事務局鶴見区担当教育次長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年1月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。